

序 文

熊野水軍の一翼を担った安宅氏の築いた「安宅氏城館跡」が、国指定の史跡として、令和 2 年 3 月 10 日に官報告示がなされました。『日置川町史』の編さん事業に端を発し、平成 14 年度から平成 30 年度にかけて、各城館跡の調査やその成果の普及啓発活動を継続的に実施してきた地道な積み重ねの結果であると喜んでおります。

このたび、史跡の保存と活用の基本となる『史跡 安宅氏城館跡 保存活用計画』を上梓することができました。本計画をもとに、史跡安宅氏城館跡の価値をより多くの人々に知ってもらうための様々な取り組みを推進していきたいと考えております。

また、最近では、地元日置川における文化的な盛り上がりも大きくなり、地域の語り部団体である「ひきがわ歴史クラブ」がご活躍されています。安宅氏城館跡の保存と活用を今後とも推進していく上で、さらなるご協力・ご支援をお願いしたいと思います。

末尾になりましたが、本計画の策定にあたり、史跡安宅氏城館跡保存活用計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの関係機関、関係者の皆様方に心から御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月 3 1 日

白浜町教育委員会

教育長 豊田 昭裕

例 言

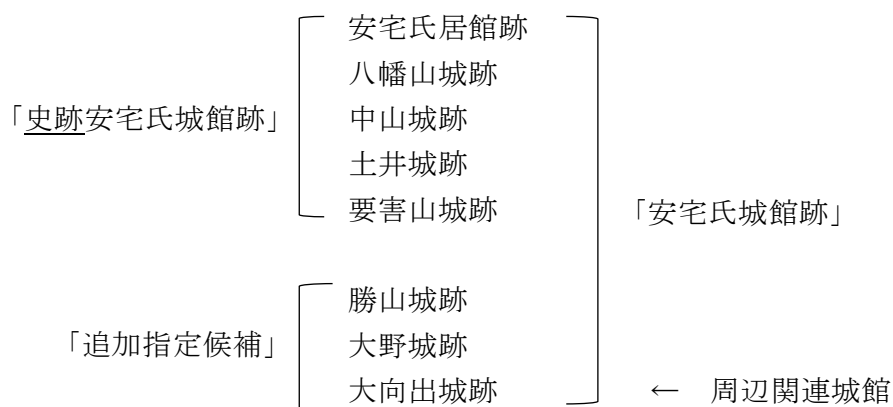
- 1 本書は、史跡安宅氏城館跡（和歌山県白浜町）の保存活用計画書である。
- 2 本書の策定は、令和2年度・令和3年度にかけて、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史跡等保存活用計画策定事業）及び和歌山県文化財保護費補助金を活用し、白浜町教育委員会が事業を実施した。
- 3 策定にあたっては、白浜町教育委員会が設置した「史跡安宅氏城館跡保存活用計画策定委員会」での学識経験者による検討を踏まえ、事務局がまとめた。また、文化庁文化財第二課及び和歌山県教育庁文化遺産課の指導助言を得て、策定した。
- 4 策定業務に係る事務は、白浜町教育委員会生涯学習係が担当し、そのうち策定業務の一部は株式会社都市景観設計に委託した。
- 5 本書に掲載した図版は、白浜町教育委員会及び白浜町が作成したものを中心に使用したが、一部で既知の文献や業績の成果を使用させていただいた。典拠については、表題に併記している。

凡 例

- 1 安宅氏城館跡の名称について

安宅氏城館跡は、現在5か所の城館跡が史跡に指定されている。これらに加え、3か所の城館跡が今後の追加指定候補と位置付けられている。そのため、本計画では史跡に指定された5か所の城館跡の総称を「史跡安宅氏城館跡」、その他3か所の城館跡を「追加指定候補」、史跡と追加指定候補を合わせた総称を「安宅氏城館跡」と表記する。

また、今後の調査研究の進展により、周辺関連城館も「安宅氏城館跡」に含まれる。



目 次

第1章 保存活用計画策定の経緯と目的

- 第1節 計画策定の経緯と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 保存活用計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第3節 史跡の位置と計画対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 第4節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第5節 委員会の設置と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 第6節 上位関連計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第2章 安宅氏城館跡を取り巻く環境

- 第1節 自然的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 第2節 社会的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 第3節 歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第3章 史跡指定の内容

- 第1節 指定に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 第2節 指定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第4章 安宅氏城館跡の概要

- 第1節 安宅氏城館跡の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 第2節 安宅荘と周辺領主の関係・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 第3節 各城館跡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 第4節 安宅氏城館跡の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

第5章 安宅氏城館跡の本質的価値

- 第1節 安宅氏城館跡の本質的価値・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
- 第2節 安宅氏城館跡の構成要素・・・・・・・・・・・・・・・・ 86

第6章 現状と課題

- 第1節 保存の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
- 第2節 活用の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
- 第3節 整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
- 第4節 運営の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

第7章 大綱・基本方針

- 第1節 大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
- 第2節 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117

第8章 保存

- 第1節 保存の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
- 第2節 方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
- 第3節 現状変更等の取り扱い・・・・・・・・・・ 123
- 第4節 周辺環境を構成する要素の保存・・・・ 126
- 第5節 追加指定・公有化・・・・・・・・・・・・・・ 126

第9章 活用

- 第1節 活用の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 127
- 第2節 方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128

第10章 整備

- 第1節 整備の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
- 第2節 方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132

第11章 運営

- 第1節 運営の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
- 第2節 方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135

第12章 実施計画

- 第1節 実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138

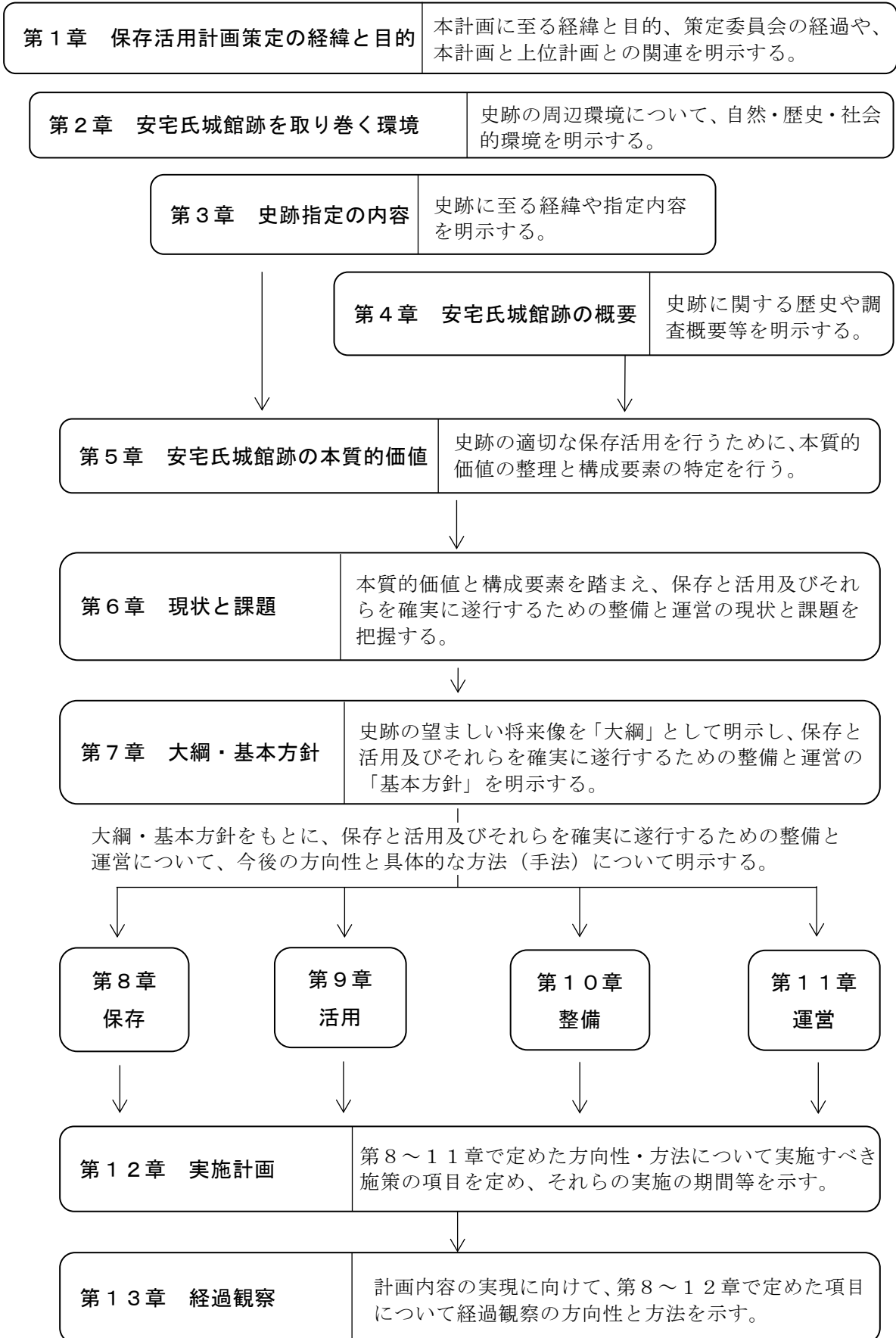
第13章 経過観察

- 第1節 経過観察の方向性・・・・・・・・・・・・ 139
- 第2節 方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139

参考資料

1. 指定文化財一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)
2. 参考文献一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ (6)

本書の構成



第1章 保存活用計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯と目的

史跡^{あたぎしじょうかんあと}安宅氏城館跡は、和歌山県白浜町の日置川^{ひきがわ}下流域、安宅^{あたぎのしやう}荘に本拠を置いた安宅氏^{あたぎ}により築かれた中世城館群であり、安宅氏居館跡^{あたぎしきょかん}、八幡山城跡^{はちまんやまじやう}、中山城跡、土井城跡^{よしがいさんじやう}、要害山城跡からなる。

安宅氏城館跡が所在する紀伊半島南部は、日本列島の東西を結ぶ海上交通の結節点であり、そこには水軍を率い交易や軍事に携わる複数の領主の存在が知られている。その中でも安宅氏は、豊富な史料によりその活動を知ることができるとともに、良好な状態で保存されている城館群は、鎌倉時代から戦国時代の水軍領主の活動や領域支配の実態だけでなく、紀伊半島の政治情勢を知ることができる希有な遺跡である。

安宅氏城館跡の調査は、旧日置川町（現白浜町）の町史編さん事業を通じて、安宅荘における文化財^{しつかい}の悉皆調査から始まる。安宅氏城館跡では、平成14年度（2002）より継続的な発掘調査や測量調査が実施された。旧日置川町（現白浜町）では、地域住民が故郷の歴史に対する理解を深めることを目的とし「ふるさと講座」や「熊野水軍シンポジウム」で調査成果を広く公開するなど継続的な取り組みを行ってきた。

これらの経緯を踏まえ白浜町教育委員会では、安宅荘に関わる文化財を総合的に保存活用していくため、その中心となる「安宅氏城館跡」の史跡指定への取り組みを進め、令和2年（2020）3月に指定を受けることとなった。なお、勝山城跡^{かつやまじやう}・大野城跡^{おおのじやう}・大向出城跡^{おおもむかいでじろ}は、今後の追加指定候補として位置付けている。

今後は地域の歴史的景観「安宅荘」の中心となる安宅氏城館跡を、確実に後世へ保存するとともに、適切な活用を図ることで、郷土の歴史の再発見と地域の象徴としての安宅氏城館跡の魅力を発信する必要がある。

よって、貴重な歴史文化遺産である安宅氏城館跡の保存活用方針を定め、これらを実際に行うための整備のあり方、運営の方法を包括的に検討し、『史跡安宅氏城館跡保存活用計画』（以下、本計画とする）を策定するものである。

<計画策定の目的>

- ①安宅氏城館跡及び周辺環境の持つ価値を整理し、次世代に継承する。
- ②安宅氏城館跡の適切な保存方法を示す。
- ③地域を代表する歴史文化遺産として、適切な活用のあり方を示す。
- ④保存と活用を確実に遂行するための整備と運営のあり方を示す。

第2節 保存活用計画の構成

史跡の「保護」は「保存」と「活用」から成る。「保存」とは、史跡の本質的価値を現在から未来へと確実に維持・継承し、望ましい状態を創出することである。「活用」とは、地域住民や来訪者が本質的価値を享受し、それを適切に現代社会に活かすことである。「保存」と「活用」の両者が相乗効果を生み出せるようにするための技術的な方法が「整備」であり、これらを確実に進めていく上で必要となる組織づくりや体制が「運営」である。

本計画では、安宅氏城館跡を適切に保存し次世代へと確実に伝えていくために、まず史跡の本質的価値や構成要素を明確化するとともに、周辺の社会環境の特徴をとらえた上で、望ましい「保存」と「活用」のあり方を検討する。さらに保存と活用を行う上で必要となる「整備」や「運営」についても検討する。

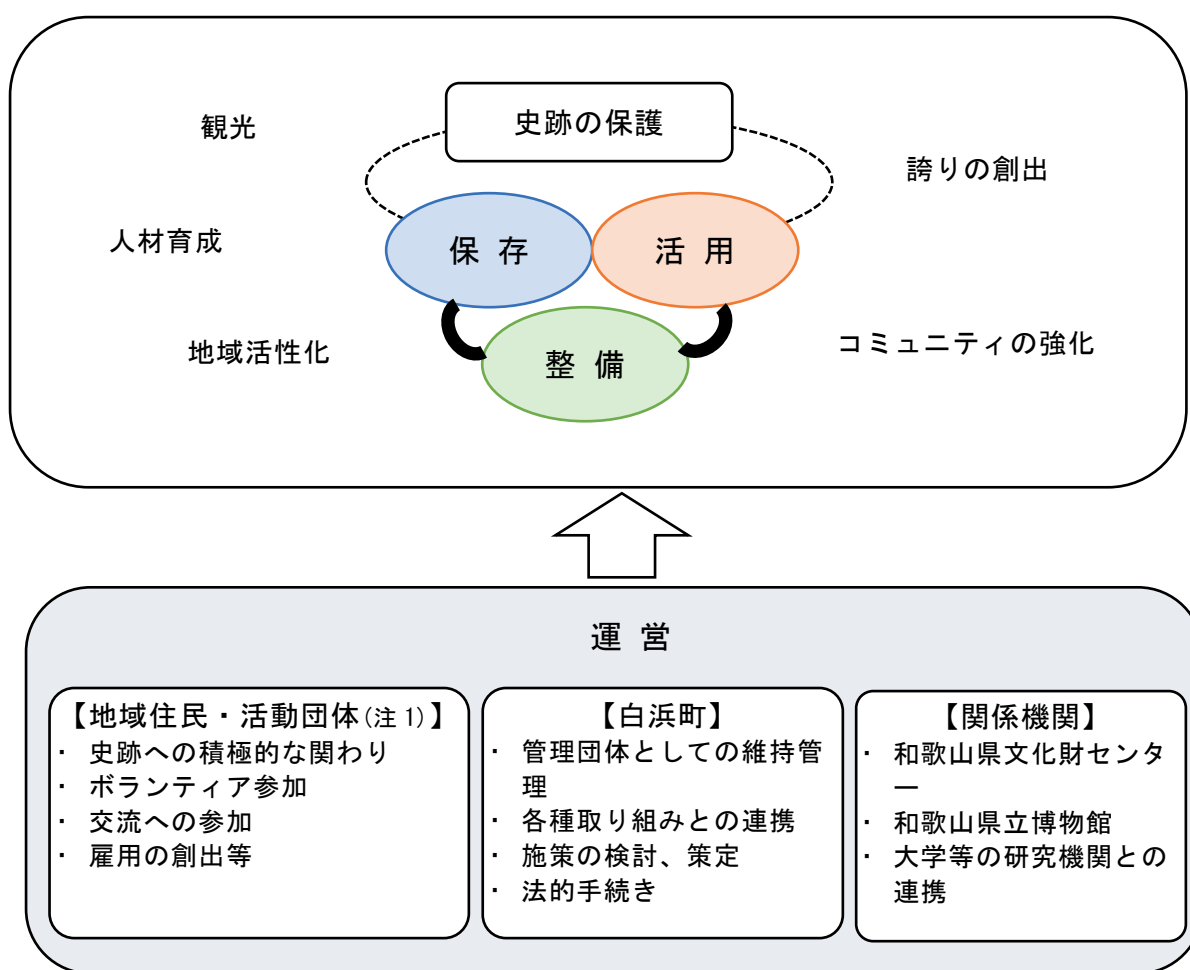


図 1-1 史跡の保存・活用及びそれらを確実に遂行するための整備・運営のイメージ

(注1) 活動団体：地域において歴史や文化財の保存活用に関係する団体（語り部団体等）を指す。

(1) 保存活用計画の検討範囲

本計画においては、安宅氏城館跡の調和のとれた「保護」を目指し、本質的価値を明確化する。その後、史跡の現状と課題を整理した上で、史跡の望ましい将来像（大綱）と基本的な方針を検討する。さらに「保存」では、法的・行政的・技術的な措置を、「活用」では、公開、諸施設の設置、立案・宣伝について、その方針を検討する。また、「保存」「活用」を確実に遂行するために必要な「整備」「運営」についても検討する。

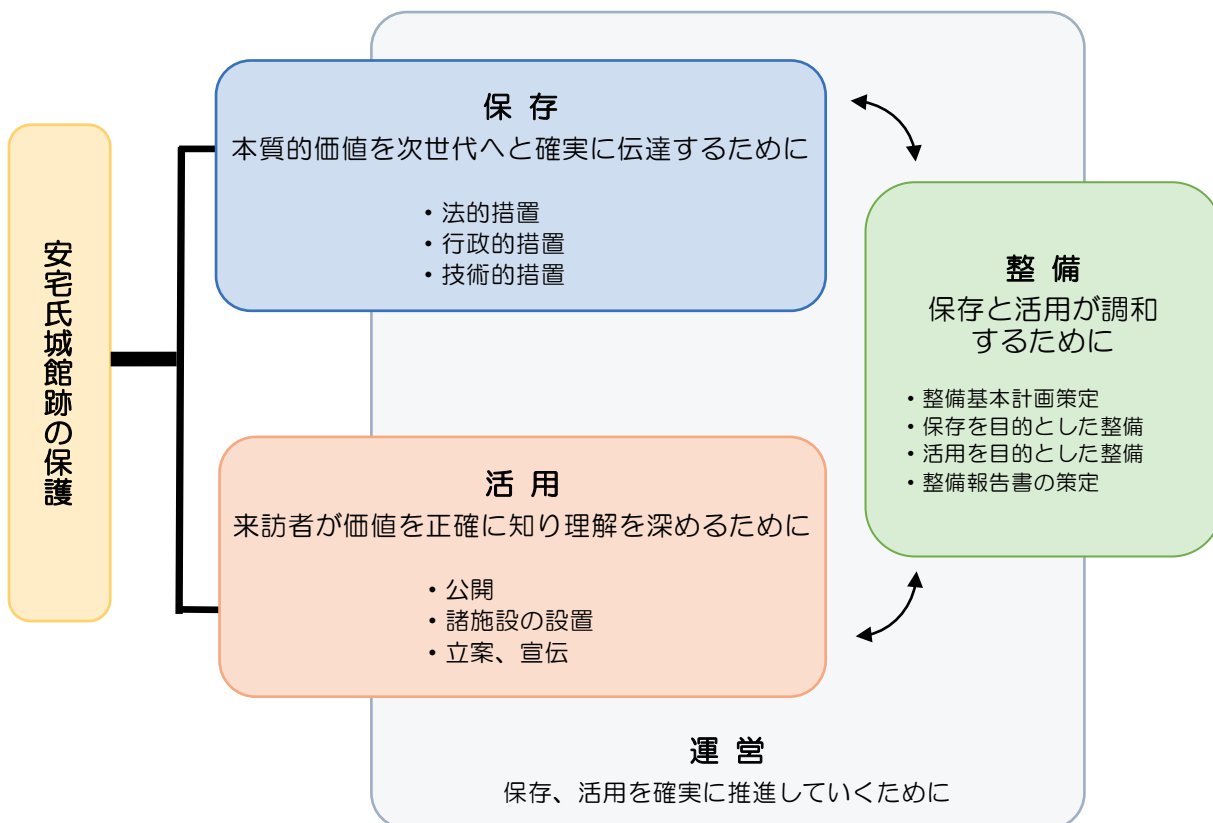


図 1-2 史跡の保存・活用及びそれらを確実に遂行するための整備・運営の概要
 (文化庁記念物課『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』2015 を参考に作成)

(2) 保存活用計画で定める主要事項

- ・ 史跡の本質的価値の明確化と構成する諸要素の特定
- ・ 史跡の望ましい将来像（大綱）、基本方針
- ・ 保存と活用の方向性、方法
- ・ 保存と活用を確実に遂行するための整備と運営の方向性、方法
- ・ 現状変更等の取り扱い基準
- ・ 実施計画
- ・ 経過観察

第3節 史跡の位置と計画対象範囲

本計画の対象範囲は、令和2年（2020）3月10日に史跡指定された範囲（安宅氏居館跡、八幡山城跡、中山城跡、土井城跡、要害山城跡）と、今後の追加指定候補（勝山城跡、大野城跡、大向出城跡）、安宅氏城館跡と関わりの深い中世城館跡及びその周辺地域を取り込んだ範囲とする。



図 1-3 安宅氏城館跡の位置図

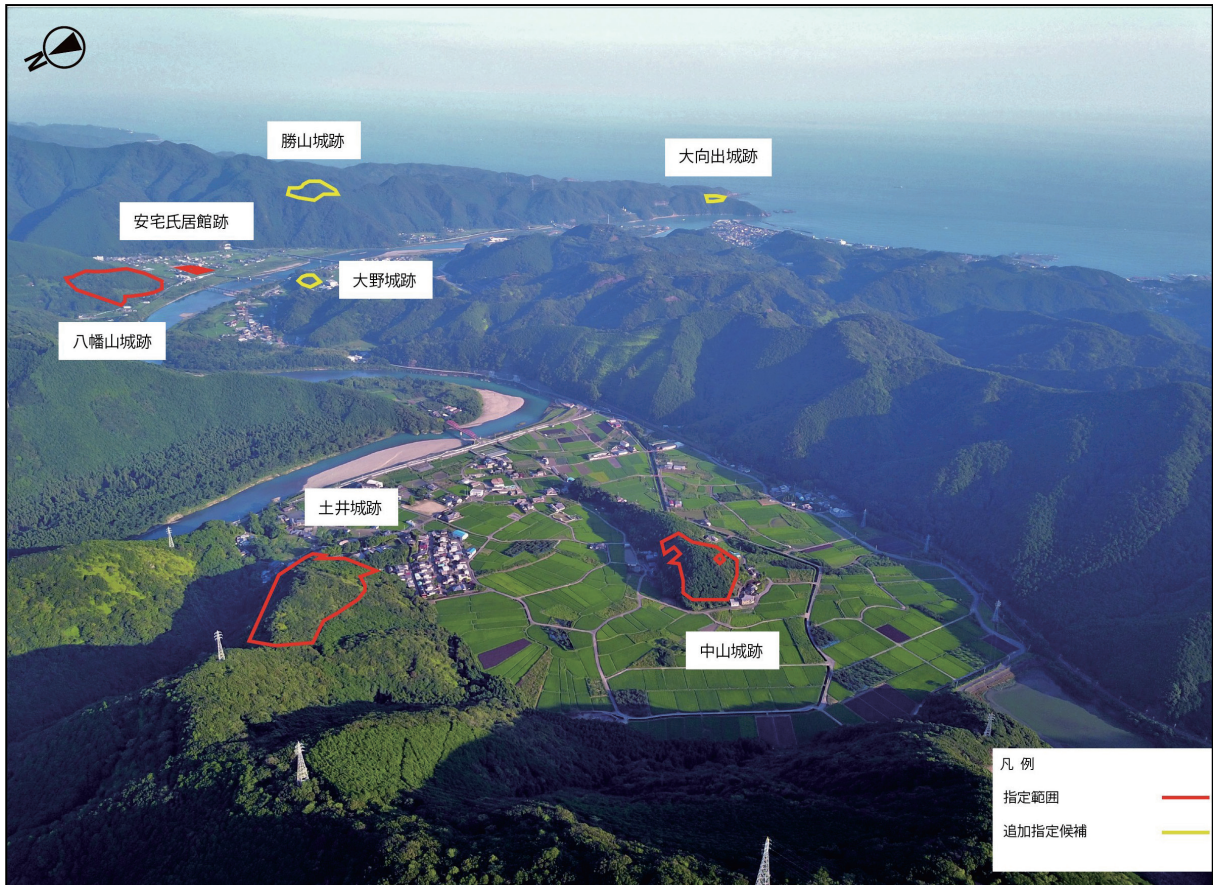


写真 1-1 航空写真（中山城跡から日置川下流方面への俯瞰）



写真 1-2 航空写真（安宅氏居館跡から日置川上流方面への俯瞰）



写真 1-3 航空写真（要害山城跡 俯瞰）

第4節 計画の期間

計画の期間は、令和4年度（2022）を初年度とし、以後10年間を目処とする。ただし、計画の期間内であっても、社会情勢の変化や追加指定の状況等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

第5節 委員会の設置と経過

本計画の策定にあたり、外部有識者等による「史跡安宅氏城館跡保存活用計画策定委員会」を設置し、安宅氏城館跡の保存活用における方策や方針について、審議や検討を行った。また、文化庁並びに和歌山県教育庁の指導助言を得た。

委員会

| 役職 | 氏名 | 所属等 | 分野 |
|------|-------|--------------------------------|----------|
| 委員長 | 中井 均 | 滋賀県立大学名誉教授 | 城郭考古学 |
| 副委員長 | 小野 健吉 | 大阪観光大学特任教授 | 庭園史・史跡整備 |
| 委員 | 北野 隆亮 | 和歌山市産業交流局観光国際部 和歌山城整備企画課学芸員 | 中近世考古学 |
| | 白石 博則 | 和歌山城郭調査研究会代表 | 城郭史・縄張研究 |
| | 坂本 亮太 | 和歌山県立博物館学芸員 | 中世史学 |
| | 尾崎 彰宏 | ひきがわ歴史クラブ会長 | 地元有識者 |

オブザーバー

| 氏名 | 所属等 |
|--------|---------------------------|
| 山下 信一郎 | 文化庁文化財第二課史跡部門主任調査官（令和2年度） |
| 渋谷 啓一 | 文化庁文化財第二課史跡部門主任調査官（令和3年度） |
| 田中 元浩 | 和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課（令和2年度） |
| 瀬谷 今日子 | 和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課（令和3年度） |

事務局

| 氏名 | 所属等 |
|-------|--------------------------|
| 豊田 昭裕 | 白浜町教育委員会 教育長 |
| 榎本 崇広 | 白浜町教育委員会 教育次長 |
| 中本 裕子 | 白浜町教育委員会 生涯学習係 係長（令和2年度） |
| 江川 博明 | 白浜町教育委員会 生涯学習係 係長（令和3年度） |
| 佐藤 純一 | 白浜町教育委員会 生涯学習係 学芸員 |

委員会の開催経過

| 委員会 | 開催日 | 協議内容 |
|--------|------------------------------|---|
| 第1回委員会 | 令和2年（2020）9月9日 10日 | ・ 役員選任 ・ 第1章、第2章について ・ 現地視察（各城館跡） |
| 第2回委員会 | 令和3年（2021）3月1日 | ・ 第1章～第5章について |
| 第3回委員会 | 令和3年（2021）6月25日 | ・ 第6章～第8章について |
| 第4回委員会 | 令和3年（2021）9月24日 | ・ 第9章～第13章について |
| 第5回委員会 | 令和4年（2022）1月31日 （オンライン開催） | ・ 第1章～第13章について |

史跡安宅氏城館跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 白浜町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、史跡安宅氏城館跡保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 策定委員会は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規程により史跡に指定された安宅氏城館跡の保存活用の万全を期するための保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 策定委員会は、保存活用計画を策定するに当たり必要な事務を所掌する。

(組織)

第4条 策定委員会は、委員8名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他教育長が必要と認める者を教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画の策定が完了するまでとする。

- 2 委員が欠けた場合は、新たな委員を教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開く事ができない。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者又は関係機関の職員の出席を求め、意見を聴く事ができる。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、教育委員会生涯学習係に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものほか、策定委員会に関して必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第6節 上位関連計画

白浜町におけるまちづくりの指針は、最上位計画である「第2次白浜町長期総合計画」（平成30年）に示され、歴史遺産の保存と活用の施策のひとつに「安宅荘中世城郭群（安宅氏城館跡）の国史跡指定に向けた取り組みの推進」を掲げていた。

また、白浜町及び地域別のまちづくりの方針を示した「白浜町都市計画マスタープラン」（平成29年）では、安宅荘を日置川地域の歴史的・文化的な都市の個性を形成する区域として「歴史・文化拠点」と位置付けている。

このほか環境に関連する計画として「白浜町環境基本計画」（平成26年）と「白浜町森林整備計画」（平成31年）を策定し、環境や景観についての基本的な考え方を示している。教育に関する計画では「白浜町の教育に関する大綱」（平成28年）があり、歴史・文化の保存・伝承などを掲げている。

和歌山県では「和歌山県文化財保存活用大綱」（令和3年）を策定し、県内の文化遺産に関する保存と活用の方向性を明確化し、今後の基本的な方針を示している。そのほかにも、緑なす紀伊山地の山々、変化に富んだ海岸地形、河川の流域ごとの文化圏のまとまりなどにより形成される美しい景観の保護のために「和歌山県景観計画」（平成21年）を策定している。

本計画は、これらの上位計画や関連計画に基づき、整合性や連携を図りながら、安宅氏城館跡の保存と活用に関する計画を策定するものとする。

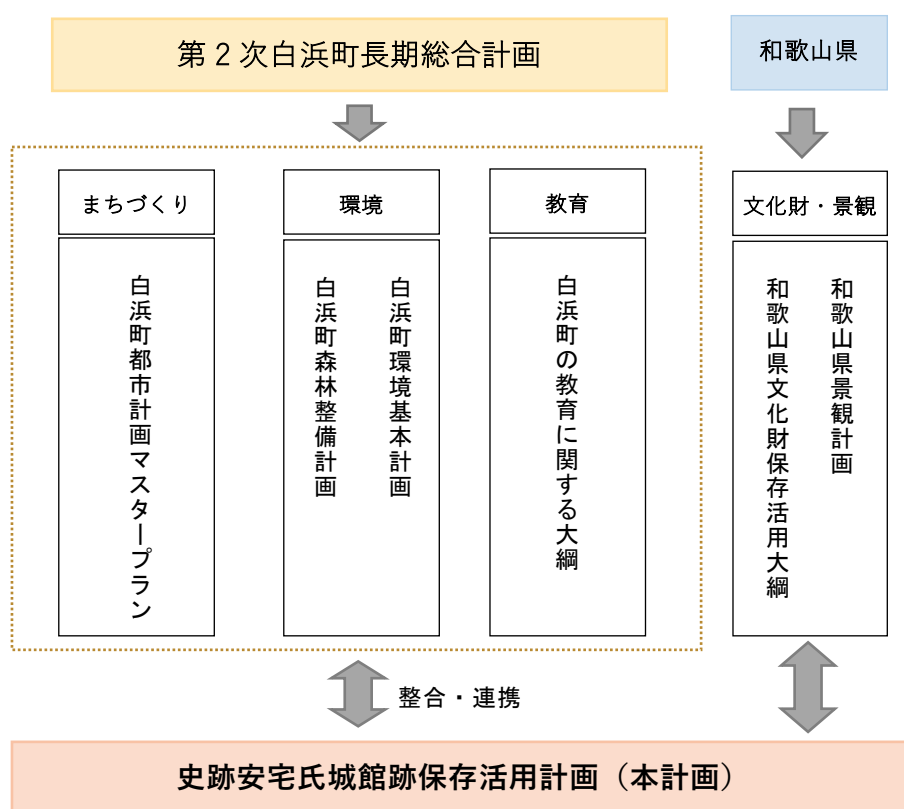


図1-4 本計画の位置付け

表 1-1 上位関連計画の一覧

| | 名称 | 概要 | 策定・改訂年月 |
|-----|----------------|--|---------------------|
| (1) | 第2次白浜町長期総合計画 | 白浜町の将来像・まちづくりの基本方針・基本計画などを掲げている。 | 平成30年(2018)4月 |
| (2) | 白浜町都市計画マスタープラン | 白浜町の都市計画に関する基本的な方針、地域別のまちづくりの方向性、考え方、取り組み方針を示している。 | 平成29年(2017)3月(一部改訂) |
| (3) | 白浜町環境基本計画 | 望ましい環境像の実現に向けて基本目標、取り組むべき施策を掲げている。 | 平成26年(2014)3月 |
| (4) | 白浜町森林整備計画 | 白浜町における森林整備の現状と課題並びに基本方針を示している。 | 平成31年(2019)3月 |
| (5) | 白浜町の教育に関する大綱 | 教育、学術及び文化の振興に関する方向性を示している。 | 平成28年(2016)3月 |
| (6) | 和歌山県文化財保存活用大綱 | 県内の文化遺産に関する保存と活用の方向性を明確化し、今後の基本的な方針を示している。 | 令和3年(2021)3月 |
| (7) | 和歌山県景観計画 | 熊野参詣道の良い景観形成のための方針、景観形成基準等を示している。 | 平成21年(2009)1月 |

(1) 第2次白浜町長期総合計画 (平成30年(2018)4月 白浜町)

白浜町の中長期的な視点による、まちづくりの指針となる計画である。目指すべきまちの将来像【輝きとやすらぎと交流のまち 白浜 ～住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくり～】を掲げ、実現にむけた基本構想と基本計画を示している。本計画に関連する歴史文化遺産については、以下の基本方針を掲げている。

| 歴史文化遺産についての基本方針 |
|--|
| 貴重な歴史的・文化的遺産の保存・整備を推進し、住民や来訪者の保護意識の高揚に向けて取り組むとともに、その活用に努め、個性豊かで文化薫る地域社会を目指した取り組みを推進する。 |

(2) 白浜町都市計画マスタープラン

(平成23年(2011)3月 一部改訂平成29年(2017)3月 白浜町)

都市計画法に基づき、目指すまちの将来像とその実現に向けた基本的な方針をまとめた計画である。まちづくりの基本理念のひとつに「地域資源を活かした個性的なまちづくり」を掲げ、自然的環境や歴史文化などの地域固有の資源を保全・活用し、美しい景観の保全・形成や地域の個性・魅力を高める施策を展開し、地域資源を活かした個性的なまちづくりを目指すとしている。安宅氏城館跡が位置する「日置川地域」と「富田・椿地域」のまちづくりの方向性を以下に示す。

| |
|--|
| <p>【日置川地域：要害山城跡以外が該当】 ○清流日置川とともに生きる、ふれあい豊かな笑顔があふれるまちづくり</p> |
| <p>【富田・椿地域：要害山城跡が該当】 ○豊かな地域資源を活かした都市と自然が調和したまちづくり</p> |

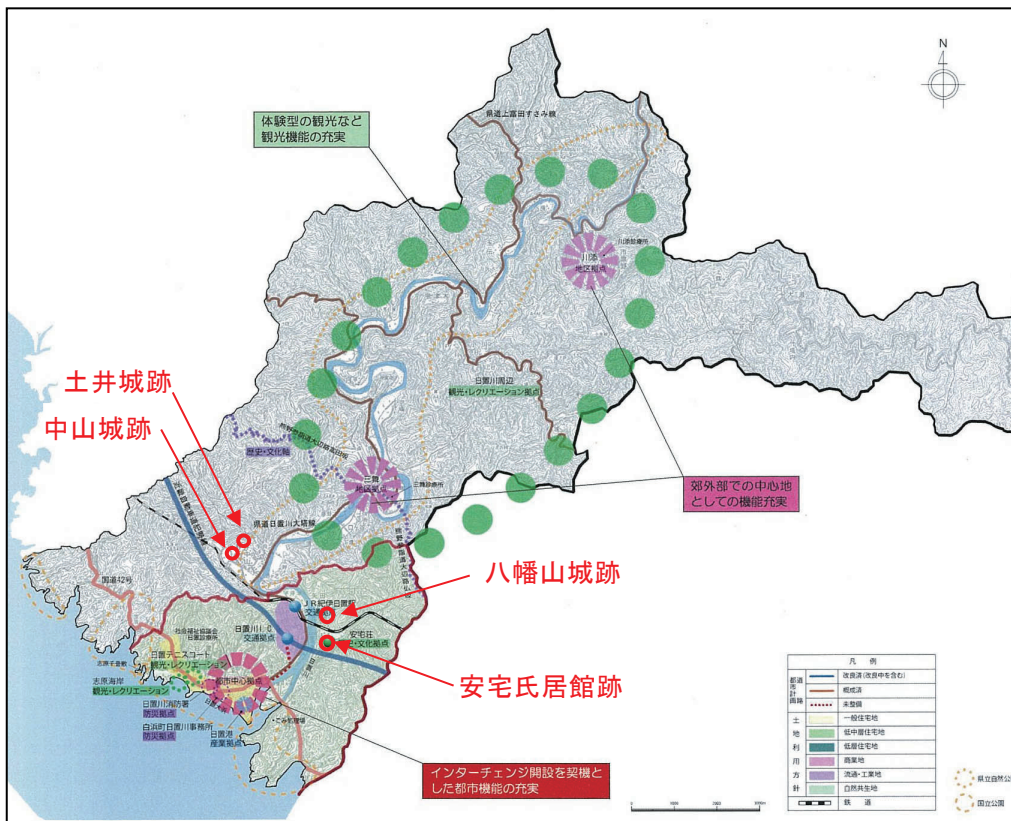


図 1-5 日置川地域の構想図（『白浜町都市計画マスタープラン』より一部追記）

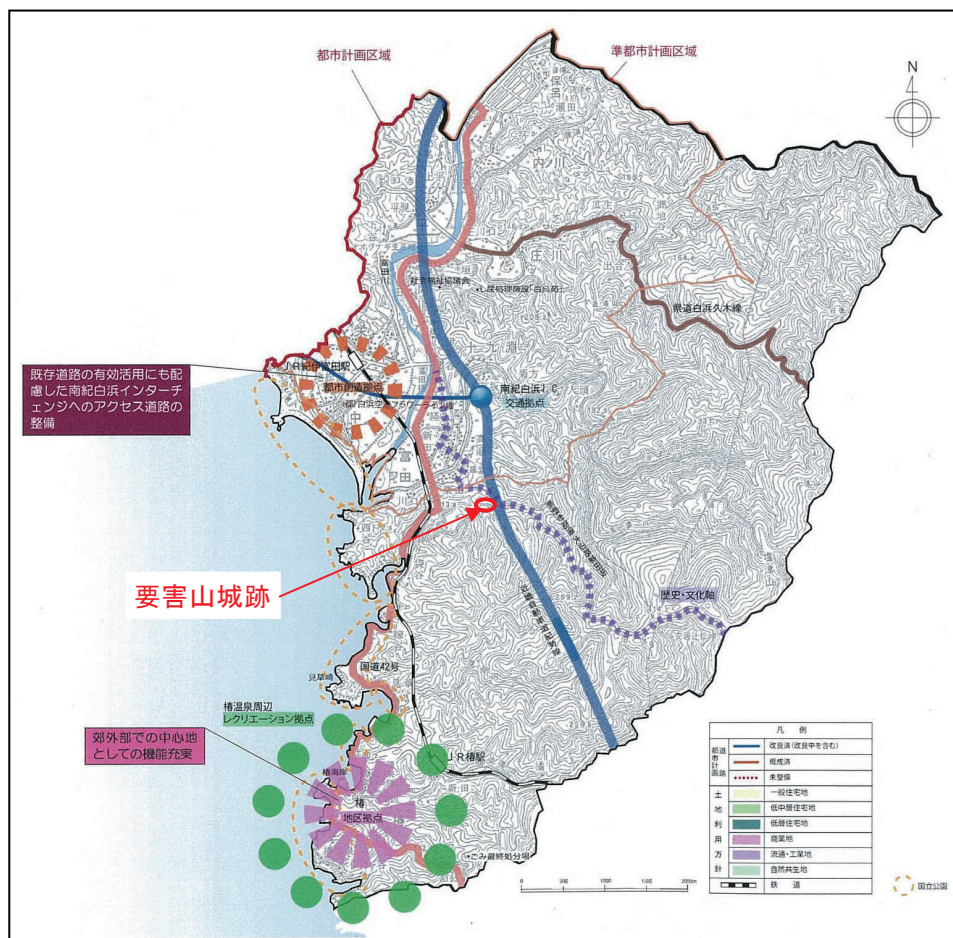


図 1-6 富田・椿地域の構想図（『白浜町都市計画マスタープラン』より一部追記）

(3) 白浜町環境基本計画（平成26年（2014）3月 白浜町）

自然環境・生活環境、歴史的な風土の保全など、白浜町における環境保全の推進を示した計画である。目指すべき環境像【みんなで守り、育む 豊かな水と環境のまち しらはま】の実現にむけて環境目標を掲げている。

本計画に関連する主な施策は、以下のとおりである。

| |
|---|
| <p>○歴史的遺産・自然遺産の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の関係者と連携しながら、自然遺産、歴史的な史跡、地域の祭りなどを保全・継承する。 |
| <p>○環境保全と観光資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白浜町の歴史的遺産・自然遺産を活用することで、郷土への理解と愛着心を醸成し、環境保全へとつなげていく。 |
| <p>○児童・生徒への環境教室の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民自らが意識を持って環境保全に取り組めるように、子どもたちからの意識の向上を図る。 |
| <p>○住民による環境保全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動の継続を図るとともに、地域で啓発し合う関係を構築する。 |

(4) 白浜町森林整備計画（平成31年（2019）3月 白浜町）

白浜町の適切な森林施業にむけて、森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進について示している。地域の目指すべき森林資源の姿のひとつに、文化機能（生物多様性保全系機能を含む）「史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて風致のための施設が整備されている森林及び原生的な森林生態系を保持し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林」を挙げ、その整備についての基本的な考え方を示している。

| 文化機能としての森林整備の基本的な考え方 |
|---|
| <p>憩いと学びの場の提供や美的景観の維持・形成、多様な生物の生育・生息の場の保全を基本とし、文化機能及び生物多様性保全機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、クヌギ・コナラ類や備長炭の原木となるウバメガシ等の郷土樹種を主体とする森林、原生的な自然環境を保持する。</p> |

(5) 白浜町の教育に関する大綱（平成28年（2016）3月 白浜町）

「こころに誇り、生きがいの持てる人づくり、まちづくり」を目指し、地域の自然と文化を愛し、豊かな生活づくり、うるおいのある地域づくりに取り組む人間の育成に努めるとし、豊かな人間性を培い、地域の文化等の向上を目指した地域活動への積極的な参加を求める学習や教育の推進を図っている。歴史文化資産に関する基本方針は、次のとおりである。

| |
|---|
| <p>○学校教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う子どもたちに夢を与え、ふるさとを誇りに思う、心豊かで健やかな子どもの育成を目指して、自ら学ぶ意欲を育み、個性や能力を活かす教育を進める。また地域の自然、伝統・文化などについて郷土学習や体験学習の充実に努める。 |
| <p>○歴史・文化の保存・伝承と文化活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な歴史的、文化的遺産の保存、整備とともに住民や来訪者の保護意識の高揚に努める。また資料収集や研究体制の充実に努めるとともに、保護活動の充実やネットワーク化を進める。 |

(6) 和歌山県文化財保存活用大綱（令和3年（2021）3月 和歌山県教育委員会）

県内の文化遺産に関する保存と活用の方向性を明確化し、将来あるべき姿を実現するために、今後の取り組みへの基本的な方針を定めている。基本理念として【後世にわたり、自然・景観・歴史・伝統文化が織りなす文化遺産を守り引き継いでいく「保存・保全と活用との好循環」を実現し、魅力的な和歌山を創造していく】ことを掲げている。文化財の保存と活用の基本方針を以下に示す。

| 文化財の保存と活用の基本方針 |
|--|
| <p>○文化財の調査及び指定等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の精緻な調査・研究を基に指定等を進めるとともに、未指定も含めて多くの有形・無形の文化財を確実に次世代へ継承していきけるような保護措置を講じる。 |
| <p>○文化財の適切な保存・継承の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な維持管理、環境整備、周期的な保存修理や整備を行い、適切に保存を行う。 |
| <p>○文化財の防犯・防災対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盗難や火災、自然災害等を想定し、防犯・防災施設の整備や救援対策等の構築を行う。 |
| <p>○文化財への理解促進・興味の喚起並びに人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育活動や生涯学習活動を通じ、多くの人々が文化財に触れ親しむ機会を創出し、価値の理解を深め、郷土愛の育成に繋げる。文化財を支える地域の担い手の育成を行う。 |
| <p>○文化財の情報発信の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の本質的価値や魅力を様々な媒体を通じて効果的な情報発信を行う。 |
| <p>○文化財の多様な活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の本質的価値を損なわないことに留意しつつ、地域の活性化に繋がる多様な活用を所管部局や関連団体とも連携しながら推進していく。 |
| <p>○地域社会との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会との連携を深め、文化財に係る交流人口や関係人口（注2）の増加を目指す。 |

（注2）関係人口：関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々を指す。現在は人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。

(7) 和歌山県景観計画（平成21年（2009）1月 和歌山県）

平成16年（2004）「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、参詣道沿道や周辺の集落、自然環境を含めた文化的景観の保全と活用が必要となり、平成20年（2008）に景観施策の骨格となる和歌山県景観条例を施行するとともに、景観法に基づく和歌山県景観計画を策定施行し、景観施策の基本的な枠組みを整えた。

安宅氏城館跡周辺は、景観計画区域の中でも特に重要である「熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域」に指定されており、地域の特性に応じた景観形成の基本方針や行為の制限を設定し、届出制度を実施しながら、地域の特性を活かした良好な景観形成を図っている。

| 熊野参詣道（大辺路）における良好な景観の形成に関する方針 | |
|------------------------------|--|
| 熊野古道（世界遺産）の景観 | ・文化財的価値を持つ熊野古道及び沿道景観を保全する。 |
| 世界遺産区域を結ぶ歩行者動線の沿道景観 | ○自然歩道や里山の農村景観 ・地域の景観の価値を損なわないよう景観を保全する。 ○生活道路として利用される県道や国道等の沿道景観 ・熊野古道全体の価値を損なうことがないように、沿道の景観を形成する。 |
| 熊野古道（世界遺産）から望む景観 | ・熊野古道と一体となり文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する。 |

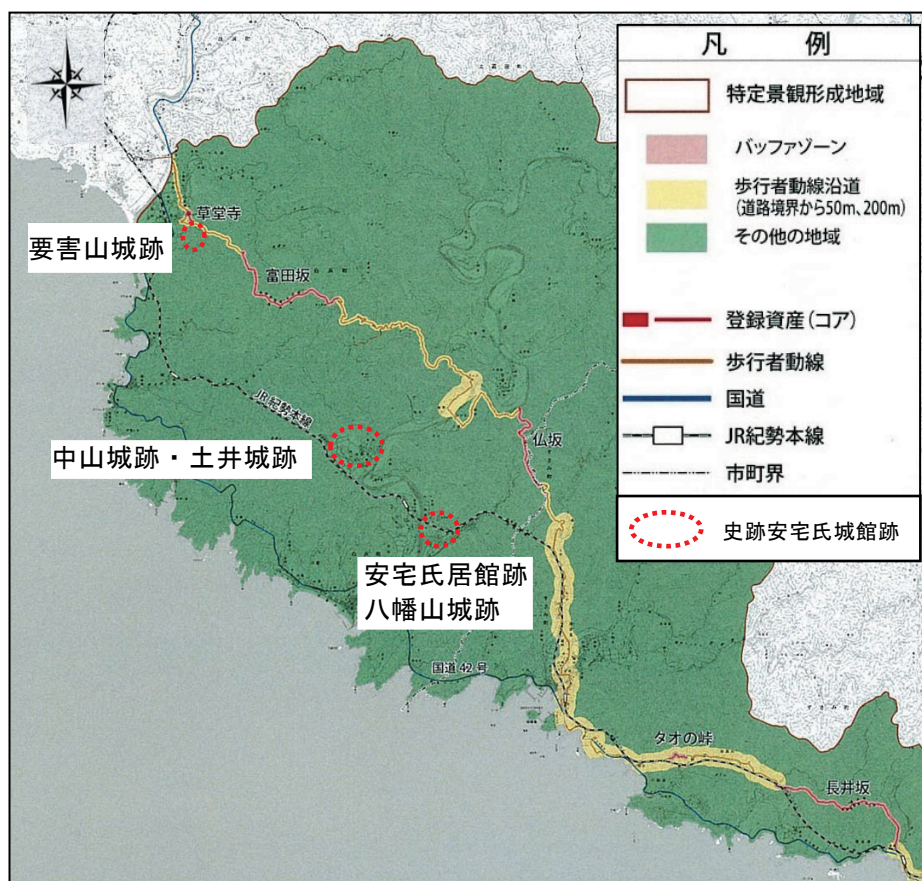


図1-7 熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域(一部)